

平成28年度南城市人事行政の運営等の状況

平成29年10月

南 城 市

南城市人事行政の運営等の公表

南城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、南城市の人事行政運営の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

部局の区分

- ① 市長部局：市長を任命権者とする市長事務部局
- ② 議会事務局：市議会議長を任命権者とする議会事務局
- ③ 選管事務局：選挙管理委員長を任命権者とする選挙管理委員会
- ④ 監査事務局：代表監査委員を任命権者とする監査委員事務局
- ⑤ 教育委員会：教育委員会を任命権者とする教育委員会事務局及び教育機関
- ⑥ その他：農業委員会を任命権者とする農業委員会事務局と会計課
- ⑦ 水道事業：水道事業管理者を任命権者とする上下水道部（公営企業）

(1) 職員の採用に関する状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日） (単位：人)

	市長部局	議会事務局	選管事務局	監査事務局	教育委員会	その他	水道事業	合計
採用者数	16				3		1	20

(2) 職員の退職に関する状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日） (単位：人)

	市長部局	議会事務局	選管事務局	監査事務局	教育委員会	その他	水道事業	合計
定年退職	9				4	1	1	15
勸奨退職								0
普通退職	3	1					1	5
その他								0
合計	12	1	0	0	4	1	2	20

(3) 部門別職員数について（各年4月1日現在） (単位：人)

部門	職員数		増減	主な増減理由
	27年	28年		
議会	5	5		
総務	71	76	5	企画室の新設
税務	20	19	△1	事務の統廃合による減
労働	0	0		
農林水産	32	32		
商工	10	9	△1	事務の統廃合による増
土木	27	27		
民生	51	48	△3	保育士の退職不補充
衛生	21	23	2	業務増による採用（保健師・管理栄養士）
教育	60	59	△1	給食センター業務の民間委託
普通会計小計	297	298	1	
水道	10	10		
下水道	10	10		
その他	12	12		
企業会計等小計	32	32		
合計	329	330	1	

職員数には、教育長を含み、他の団体への派遣職員及び臨時・非常勤を含みません。
 (地方公共団体定員管理調査に基づき作成)

(4) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	計
職員数	0	15	35	35	24	31	58	29	25	30	48	0	330

職員数には、教育長及び他の団体への派遣職員及び臨時・非常勤を含みません。
（地方公務員給与実態調査に基づき作成）

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況（平成28年4月1日）

計画期間		進捗状況
始期	終期	平成28年4月1日現在
平成27年4月1日 337人	平成37年4月1日 350人	職員数 338人

計画期間及び目標とする職員数、進捗状況は、第二次南城市定員適正化計画に基づく数値です。

2. 職員の競争試験及び選考の状況

平成28年度において、次のように競争試験を実施しました。任命権者はその合格者のうちから職員を採用しています。

(1) 職員採用候補者試験の実施状況

- 新聞広告 平成28年7月31日
- 第一次試験 平成28年9月18日
- 第一次合格発表（選考試験 行政職（中国語通訳）、学芸員職、建築技術職（2級建築士以上）、
土木技術職（2級土木施工管理技士以上、幼稚園教諭職）特別選抜採用）平成28
年9月30日
- 第一次合格発表（行政職Ⅰ、社会福祉士職、身体障害者対象、幼稚園教諭職、上級土木職、
上級建築職）平成28年10月6日
- 第二次試験 平成28年10月19日（行政職Ⅰ、社会福祉士職、保健師職、管理栄養士職）
- 第二次試験 平成28年10月26日（選考試験 学芸員職、特別選抜採用）
- 第二次合格発表 平成28年11月9日

(2) 職員採用候補者の試験職種、申込数、受験者数、合格者等の状況（単位：人）

職種	申込者数	受験者数	一次試験合格者	二次試験合格者
上級行政職	79	64	12	7
中級行政職	27	25	4	2
初級行政職	19	15	4	1
社会福祉士職	14	13	4	2
初級行政職（身）	1	1	1	1
上級土木職	0	0	0	0
上級建築職	0	0	0	0
幼稚園教諭職	13	12	6	3
外国語通訳	6	6	2	2
学芸員職	2	2	0	0
建築技術職	0	0	0	0
土木技術職	1	1	1	1
幼稚園教諭職	0	0	0	0
行政職（特別選抜）	47	46	11	6
計	209	185	45	25

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成 28 年度普通会計決算)

人口	歳出決算額 A	人件費 B	人件費率 B/A	前年度 人件費率
人 43,230	千円 24,383,210	千円 2,378,854	9.7%	11.0%

1. 人口は、住民基本台帳（平成 29 年 3 月 31 日現在）によります。
2. 人件費には、一般職のほか市長や副市長などの常勤特別職に支給される給料、議員などの非常勤特別職の報酬が含まれます。また、共済費や退職手当組合負担金なども含まれます。

(2) 職員給与費の状況 (平成 28 年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
人 303	千円 946,135	千円 150,549	千円 357,413	千円 1,454,097	千円 4,799

1. 職員手当には、退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の初任給 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	初 任 給
一般行政職	大学 卒 176,700 円
	高校 卒 144,600 円

(4) 職員の平均給料月額状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	304,800 円	41.1 歳

(5) 職員の期末勤勉手当の支給割合 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	南城市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月分	0.75 月分	1.975 月分	1.225 月分	0.75 月分	1.975 月分
1 2 月期	1.375 月分	0.85 月分	2.225 月分	1.375 月分	0.85 月分	2.225 月分
計	2.6 月分	1.6 月分	4.2 月分	2.6 月分	1.6 月分	4.2 月分
役職段階別加算額	有			有		

(6) 職員の退職手当の支給割合 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	南城市		国	
	自己都合	勸奨定年	自己都合	勸奨定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分
勤続最高限度	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2%~20%加算		定年前早期退職特別措置 2%~20%加算	
退職時特別昇給	無		無	

1. 勸奨退職における退職時特別昇給は、平成 18 年 4 月 1 日施行給与構造改革制度改正により、給料表の 1 号給が分割され、旧制度に基づく 1 号給~3 号給が 4 号給~12 号給と標記されたものである。

(7) その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

名称	主な内容
扶養手当	配偶者 13,000 円 その他 6,500 円 配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円、 (16~22 歳の子 1 人につき 5,000 円加算)
住居手当	借家 (限度額) 27,000 円
通勤手当	通勤距離が 2km 以上でバスや自動車等を利用する者に支給 バス利用者 実費 自家用車等 距離応じて 2,000 円から 24,400 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 部長、局長、参事 (56,000 円) 課長、次長、副参事 (43,000 円)
休日勤務手当	休日等において、勤務を命ぜられた職員に支給 (勤務 1 時間の給与額の 100 分の 135 を支給)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時まで勤務を命ぜられた職員に支給 (勤務 1 時間の給与額の 100 分の 150 を支給)

(8) 特別職の給料・報酬 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額	期末手当
給料	市長	840,000	支給割合 6 月期 1.50 月分 12 月期 1.65 月分
	副市長	692,000	
	教育長	633,000	
報酬	議長	378,000	支給割合 6 月期 1.50 月分 12 月期 1.65 月分
	副議長	338,000	
	議員	309,000	

4. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

1 週間の勤務時間	3 8 時間 4 5 分 (月曜~金曜)
1 日の勤務時間	7 時間 4 5 分 (8 時 30 分~17 時 15 分)
休息时间	廃止
休憩時間	6 0 分 (12 時 00 分~13 時 00 分)

(注) 特別な形態での勤務が必要な職員は、上記以外の時間帯で勤務をしています。

(2) 年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年度につき 20 日付与され、翌年度に 20 日を限度として繰り越しができます。(一の年度につき最高 40 日付与)

年次有給休暇の取得状況 (平成 28 年度)

付与日数	総取得日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
11,521.4 日	3,917.3 日	313 人	12.5 日	34.0%

勤務条件等調査に係る付帯調査 表 2 一般職員の年次有給休暇の取得状況 (個表)

(3) 育児休業の取得状況 (平成 28 年度)

区 分	男 性 職 員	女 性 職 員
育児休業取得者数	0 人	18 人

※ 前年度からの継続者含む

(4) 介護休暇の取得状況（平成 28 年度）

	介護休暇取得者数	職員との続柄
男性職員	0人	
女性職員	1人	子
計	1人	

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成 28 年度）

懲戒処分については、以下のとおりです。

(単位：人)

処分理由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0

6. 職員のサービスの状況

(1) 職員の営利企業等の従事制限について

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が①職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ②職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり又は発生のおそれがある場合 ③職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合を除き、かつ法の精神に反しないと認める場合に限り許可できるものとなっております。

職員の営利企業等従事許可の状況（平成 28 年度）

(単位：人)

区 分	申請人数	許可人数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査）	13	13
自ら営利を目的とする場合	1	1
その他	0	0
合 計	14	14

(2) 職員の服務規律保持のための取組状況

平成 28 年 5 月 2 日付 職員の服務規律の確保及び行政執行体制の確立について（通知）

平成 28 年 8 月 12 日付 職員の服務規律の確保及び行政執行体制の確立について（通知）

平成 28 年 12 月 14 日付 綱紀の保持及び服務規律の徹底について（通知）

7. 職員の研修及び人事評価の実施状況（平成 28 年度）

(1) 職員の研修

総務課対応分

区 分	回数	人数	日数
市独自研修（新採用職員研修、係長級研修等）	2	81	22
県外派遣研修（自治大学校、市町村アカデミー等）	17	17	282
沖縄県市町村職員研修センター（一般研修：監督者研修等）	9	54	13
沖縄県市町村職員研修センター（特別研修：クレーム対応研修、歴史文化研修等）	21	32	31
その他（かりゆし塾、政策形成セミナー）	2	2	15

(2) 人事評価の実施状況

本市では、地方公務員法第 23 条の 2 の規定に基づき、職員の能力開発と組織の活性化を図り、能力・実績を重視した人事管理の推進に資することを目的とした人事評価を行っております。

評価の方法	評価の対象者
能力評価・業績評価	一般職に属する職員

8. 職員の福祉の状況

(1) 健康管理業務

職員の健康保持増進のため法令等に基づき、健康診断、健康相談、安全衛生管理等により職員の健康管理を行なっています。

・定期健康診断の受診状況 (平成 28 年度) (単位：人)

	対象人数	人間ドック	脳・PET	学校共済	職場健診	計	受診率
職員	311	265	20	0	4	287	92.3

一部事務組合等への派遣職員は除いています。

・産業医等の活用状況 (平成 28 年度) (単位：人)

	職員	月平均
相談件数	38	2 回

相談件数は、延べ人数です

(2) 沖縄県市町村職員共済組合

福利厚生制度の一つとして、職員又は被扶養者の傷病、出産、休業、障害等に関し適切な給付を行うため、地方公務員共済組合法に基づき、社会保険制度として短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を実施しています。

(3) 互助会の状況

・沖縄県市町村職員互助会

県市町村職員互助会は市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村関係団体で構成され、会員が互いに助け合うことにより福祉の増進を図り、市町村行政の円滑な推進に協力し、もって地方自治の振興発展に寄与することを目的としています。主たる財源は互助会会員の給料から毎月控除される会員掛金（給料月額 1,000 分の 10）と、市町村等が負担する市町村負担金（会員の給料総額の 1000 分の 5）等から成り立っています。

会員数

340 人（平成 28 年 4 月 1 日）

・南城市職員互助会

南城市職員互助会は、地方公務員法第 42 条の規定により、相互扶助の精神に基づいて会員の親睦福祉を図り、会員の文化・教養・保健体育に関する事業等を実施しており、会員（職員）の会費及び市の交付金などで運営されています。

南城市職員互助会の概要 (平成 28 年度)

会員数	340 人 (平成 28 年 4 月 1 日)
名称	南城市職員互助会
総事業費	6,508 千円
市の交付金	0 円
主な事業	・親睦福祉行事 ・文化・体育部活動助成事業 ・慶弔見舞金の給付事業

※ 会員数には、市長、副市長、教育長を含みます

※市の交付金は、平成 20 年度から廃止になっています。

9. その他市長が必要と認める事項
特にありません